

## 令和元年 第3回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和元年9月27日（金）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 諸般の報告

1) 所管事務調査の結果報告

日程第2 議案第55号 令和元年度錦江町一般会計補正予算（第3号）について

（町長提出）

日程第3 議案第56号 錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について

（同上）

日程第4 議案第57号 錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について

（同上）

日程第5 議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

（同上）

（日程第3議案56号から日程第5議案第58号までを一括上程）

日程第6 議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について

（同上）

日程第7 議案第60号 錦江町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について

（同上）

- 日程第 8 議案第 6 1 号 錦江町町有施設整備基金条例の一部を改正する条例について  
( 町 長 提 出 )
- 日程第 9 議案第 6 2 号 錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第 10 議案第 6 3 号 錦江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第 11 議案第 6 4 号 錦江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第 12 認定第 1 号 平成 30 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について  
( 同 上 )
- 日程第 13 認定第 2 号 平成 30 年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
( 同 上 )
- 日程第 14 認定第 3 号 平成 30 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
( 同 上 )
- 日程第 15 認定第 4 号 平成 30 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について  
( 同 上 )
- 日程第 16 認定第 5 号 平成 30 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について  
( 同 上 )

日程第 17 認定第 6 号 平成 30 年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について  
( 町 長 提 出 )

日程第 18 認定第 7 号 平成 30 年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について  
( 同 上 )

(日程第 12 認定第 1 号から日程第 18 認定第 7 号まで一括上程、審査結果  
について決算審査特別委員長報告)

日程第 19 議員の派遣について

日程第 20 委員会の閉会中の特定事件の調査について

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

## 令和元年 第3回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和元年9月27日  
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員			

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木場 一昭		
副町長	三反田 みどり		
教育長	畑中 清和		
総務課長	安田 憲次	住民生活課長	舞原 利博
政策企画課長	新田 敏郎	観光交流課長	中島 裕二
未来づくり課長	高崎 満広	産業建設課長	田中 弘朗
保健福祉課長	池之上 和隆	農業委員会事務局長	窪 和人
会計課長	城下 香代子	教育課長	大寺 和久
建設課長	久保 清隆	総務チームリーダー	坪内 裕二郎
産業振興課長	今熊 武朗	財政管財係長	山王 洋介
住民税務課長	鶴園 建郎		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾 俊一		

# 令和元年 第3回 錦江町議会定例会会議録

令和元年9月27日(金) 午前10時00分  
錦江町議会議場

## (開 会・開 議)

水口議長 これから、本日の会議を開きます。

## (日 程 報 告)

本日の議事日程は、あらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

### 日程第1 諸般の報告

水口議長 日程第1「諸般の報告」を行います。  
閉会中に実施しました、所管事務調査の結果について委員長から報告を求めます。池田総務厚生常任委員長。

[池田総務厚生常任委員長、登壇]

池田総務厚生常任委員長 はい。みなさん、おはようございます。委員長報告を致します。  
本委員会において、所管事務調査を実施したので、その経過と結果について、報告します。

#### 1 調査事件

交通弱者対策について

#### 2 調査の経過

(1) 令和元年7月24日に、政策企画課長、馬庭係長、阿多主事の出席を求め、「交通弱者対策について」説明を受けて調査しました。

(2) 令和元年9月4日に、肝付町において「肝付町の公共交通について」企画調整課から説明を受け、調査しました。

#### 3 調査の結果又は概要

最近、高齢者による交通事故が頻繁に報道されています。高齢者への早めの免許証返納を推進する上で、今後、特に公共交通機関が整備されていない

地域での交通弱者の増加が予想されるところです。本町におきましても、コミュニティバス路線から外れる地域の住民の交通対策が急務となっています。

平成30年12月28日現在の本町の運転免許人口は5,063人で、うち65歳以上が1,890人で37.3%となっています。また、運転免許返納件数は平成30年中が44人で、年々増加している状況です。

町内のコミュニティバスの運行状況は、大根占地区は錦江中学校のスクールバスの空き時間を活用し、各地区と市街地をつなぐ週1回と市街地を周回する路線の計6路線を月曜日から金曜日の5日間運行しています。田代地区は鹿児島交通に委託しており、地区を周回し市街地と接続するコミュニティバスを下り4本、上り3本を毎日運行しています。

平成28年度実施したアンケート調査によると、コミュニティバスの利用が多い地区は宿利原地区と花瀬地区であり、これは、交通手段で困っていると回答した人が多い地区と合致しているところです。利用目的では通院（看病を含む。）が78.0%と最も多く、次いで買い物が67.7%、役場等の公共施設が12.5%となっています。また予約型乗合タクシーの利用意向については、利用してみたいと回答した人は4割となっており、コミュニティバス利用者でみると、約6割の人が利用してみたいと回答しています。

このようななか、本年度肝付町及び南大隅町と連携し、新しいモビリティサービスの社会実装に向けた環境整備につなげていくためのパイロット地域分析事業である「鹿児島県肝属郡広域Ma a Sプロジェクト」を実施するところです。また、宿利原地区において、高齢化社会の中でこれからの交通手段を模索するため、東京大学フィールドスタディ型政策協働プログラムにより、3人の学生が住民への個別ヒアリングや交通手段についてのワークショップなど行い10年後の地域交通手段の企画提案を行うことになっています。この中でも、地区の高齢者の見守りを行う自主ボランティア団体の青パト隊による安否確認の巡回を活用したシェアリングエコノミーの検証は特徴的なものです。

肝付町高山地区においては、市街地を路線バスが運行しており、市街地内及び近隣市町への移動手段は確保されていますが、近年、地区内における交通不便地区の解消が課題となっており、内之浦地区では生活支援としてコミュニティバスを運行していましたが利用者が少なく廃止され、平成25年から5つのコースで事前予約型タクシーが運行されています。

このような状況の中で、最適な地域公共交通を探ることを目的に、昨年度、新しい乗合タクシーの実証運行が、高山地区の市街地地区で行われました。これは、地元タクシー事業者がNTTドコモのAI運行バスシステムを使い、電話又はスマホアプリで予約し、運行経路については、AI運行バス

システムが判断するものです。実証運行の結果を踏まえ、従前の事前予約型タクシーと比較し、自宅での乗降ができることや運行便数の制限がないことから、利便性が高く、域内での移動手段が図られ、住民サービスの向上に繋がるものと考えられ、今後他の地区へも拡大し、路線バスや事前予約型乗合タクシーを活用しながら、町内全域的な移動手段の確保に向けた取り組みを進めていくとのことです。

調査を終えて、3町で行う事業や東京大学の宿利原での調査の結果を踏まえ、本町におけるより良い公共交通手段が見いだされたとしても、実施まではなお時間がかかると考えられるので、現在のコミュニティバス、路線バスまでの手段、福祉タクシー利用などより良い住民サービスの提供ができるよう、内容検討されることを要望します。

[池田総務厚生常任委員長、降壇]

水口議長

これで、諸般の報告の報告を終わります。

## 日程第2 議案第55号

水口議長

日程第2 議案第55号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第55号 令和元年度錦江町一般会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町一般会計補正予算（第3号）については、補正総額361万3千円の増額で、累計で72億6,101万9千円となりました。

今回の補正は、歳出については、町税過誤納金還付金50万円、田代保健センターのエアコンの修繕料38万5千円、さつまいも病害対策事業補助金111万8千円、大根占小学校の冷蔵庫取替に係る備品購入費91万円、来年度、田代小学校に医療的ケア児を受け入れるためのエレベーター設置に必要な地質調査業務委託70万円となっております。

歳入については、財政調整基金361万3千円を繰り入れております。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]





それも効果が激減しますので、消毒効果というのはもちろんございますが、残渣処理も併せて行っていただくという、苗床のですね。それらもあわせての消毒剤ということでございます。消毒の効果はもちろんあると考えております。以上です。

水口議長

はい。7番川越君。

7番川越議員

今ここに苗床の消毒がまず1番ではないかというふうに捉えて、その効果については良いのか悪いのか、全く分からないと。だけど来年に向けて苗床を早く消毒した方が良いのではないかというような、そういったあいまいな補助金のあり方ということでは、やはり町民の付託に応えられないのではないかなというふうに考えています。

今、からも農家の方たちが非常に苦心をし、減収もあつたりして難儀をしてくることはよく分かるのですが、ここに挙げられた苗床の消毒だけで果たして改善ができるのかというふうに考えております。

県辺りもまだ結果を出しておりませんし、私たちがさっき述べましたように、圃場の整備がまず先ではないのかなというようにすることも考えさせられていたわけでございます。

からも農家の人達についてはこれまでも苗床の消毒については、バスアミドなりあるいはピクリンなりというようなことで、努力をされたのではないかなと。その結果であっても、なおかつ病気が出ているような感じがするわけですが、やはりいろんな形で町だけが補助金を出すということではなく、例えば青果やでん粉であれば、JAとかあるいは酒造会社であるとか、というような形の中も巻き込んでもらわないと、今後苗床を消毒したけれどもまた病気が出た・減収があつたということで、からも農家の方々の生活が非常に深刻になった場合には、町がただこういった補助金を出せばいいのかということではないような気がいたします。

そこでJAや酒造等をかみ合わせた、そういった話し合いとかあるいは補助金のあり方とか、農家の支援をしていただくような対策とか、そういったものは考えられないものだろうかというふうに考えます。

ですから、今回町がこういうふうに苗床に対して補助金をやるのは結構かもしれませんが、非常にまだ原因は分からない中で時期早尚だというふうに私は捉えておりますがいかがですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

原因は特定されていないとおっしゃいます。

確かにそういう面もありますが、ただ、苗床の消毒、苗の消毒、圃場の消

毒を行えば出にくいという実証はあるというふうに聞いております。

ただし、圃場は200haありますので、200haを全部消毒するというのは事実上非常に困難だというふうに考えております。

現実的に発病していない圃場もありますし、もちろん発病しているところもあります。ですので、発病しているところは重点的に生産農家が補助なりいろんな努力をされるとは思いますが、1番の基本は苗床であろうと思います。だから、汚染されていない土の中で汚染されていない種芋、苗を仕立てる。農家さんによっては、バイオ苗を買ってそこに植えるという方も、苗床に植えるという方もいらっしゃいます。

「バイオ苗についても補助を出してくれと」というような声もありましたけれども、バイオ苗の注文はもう既に今年の5月・6月ぐらいで打ち切られておりますので、苗自体に助成するというのは、バイオ苗を購入しない人に対しては不平等かなというふうに考えましたので、全てのからいも農家はほとんど苗床をします。

さっきおっしゃったように、苗床を入念に消毒している方もいらっしゃいますけれども、中には消毒をされていない方もいらっしゃる。苗床自体で病気が発生している苗床も現実にあるわけです。そういう意味では、1番の基本は苗床であろうと。しかも、多くのほとんどの農家の方々にその受益が及ぶということから、今回途中でありましたけれども、今のタイミングを失ってしまうと来年もまた発病するというのが予測できているのに、何も策を講じないということは、農家の今の悲痛な答えに行政として何も応えられないということになるのではないかなというふうに考えております。

過去も、チャトゲもそうですけれども、ジャガイモのそうか病であったり、たばこの立ち枯れ病であったり、これらについてもいろんな形で方策をやっております。やったからといって全てこの病気が完治したかというものではないと思います。今でもそうか病は発生しています。

しかし、農家の意欲と栽培面積を維持するために、そういう政策を行った経緯もあります。そういう意味では、今苦慮しているからいも農家の意欲を衰退させないためには、このタイミングの助成が私は不可欠だろうというふうに判断しております。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

タイミングをおっしゃるなら、私たちが議会でただいま文教産業が、からいものこの病気に対する調査・審議というのを行なっております。

また今回も継続で出しておまして、委員会自体は何も町には提言もいたしておりませんし、またそれをするような結果もまだ出てはいないだろうというふうに考えています。

そういった中で、委員会あたりの例えば活動なり・委員会の権限なりというものを少し考えていただかないと。

それともう一つ、茶にしてもバレイショにしても確かにそのとおりでありますけれども、やっぱりそれぞれが自己努力もしなければならぬというふうに考えております。

前、苗床に20キロ今まで振っていた人を30キロに振って、より消毒を徹底しようと。あるいはもう全然しなかった人も30キロしようと。そういったものではなくて、例えば今まで20キロした人が30キロ振りたいのだったら、10キロに対しての補助金を出すべきだと、そこまで念を入れてすべきだというふうに私は考えます。ですから押しなべて30キロを、50戸の農家の中に、5haの中に補助をしていかれるのかというふうに思います。

今まで振ってきた部分は自己努力です。それで追いつかないのだったら、例えばあと10キロ増やそうというのだったら、その10キロに対して半分を町は補助をすれば良いわけではないですか。何も自己努力がなくて、ただかわいそう・大変ということではないというふうに考えます。

またこういったことが度々起こっていくと、他の業種の農家にもやはり、また今後もそのような形で申請も出てくるだろうし、補助金の額も上がっていくだろうというふうな懸念もあるわけです。

これは住民の生活を支えることですから、一概には「ノー」とは言えないのですけれども、今回は今文教産業常任委員会等も現地を調査しながら審議をいたしておりますので、やはりそういったものも考えていただき、県などの結果等もまだ出ていないわけですから時期尚早と捉えております。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

苗床の消毒に補助をやって農家が努力をしないということではなくて、農家は自分の植える圃場を基本的には、自助努力をしていくであろうというふうに思います。

あと補助については、例えばお茶の場合にも、そうかの場合にも、たばこの場合にも、それぞれバレイショの場合も、そうかが出るところは自助努力をされているバレイショ農家はあったと思います。しかしながら、バレイショ農家にそうか病対策の補助をやるということもやっております。

あと、いも農家にしても、今まで全ての農家の人が消毒をしていたわけではありませぬので、今回この重病な病気を町全体でちょっとでも縮小させようというのであれば、全ての農家が苗床を同じ状態で全部消毒をして、汚染されていない、まず苗をつくるのが1番大事だと。

その次には自分の植える圃場は、町が200haに補助をするわけには

いかないので、それは経営農家が自助努力をしてください。ですから、町内でちょっとでも基腐病の全体を縮小するために、同じ条件で苗床の補助をするというのが、今回の目的でありますので、それぞれ農家は自分の残渣をいかに早くして回復するか、病気が出たからいもを外に持ち出すか、それは個々の農家の努力だろうというふうに考えております。

水口議長

他に質疑ありませんか。はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、2番。

今町長の答弁もいろいろ聞いて参考にはなるのですが、みんな水産業も商工業者もみんななかなか大変な時期で、収益を上げるためにはやはり自分なりに投資をしているわけですよ。

だから、この苗床に原因があるのだと分かれば、それは町民の血税を使っても何も言わないと思うのです。こういう税金の使い方では、やっぱりゆくゆくは不満が出ると思うのですよ。

やはり税金を投入するのだったら、まず1番可能性が高いと言われる、思っているらっしゃるでしょう、苗床のどこかに1カ所に作って、技術員・農協職員に管理をしてもらって、そこで確実な苗、個々の農家で作った苗ではなくてどっかに作ってもらって、言えば実証実験的なところを設けて、土壌もちゃんと消毒をして、1カ所で。そうしたら病気が出なかったとか。

そういうふうどこかに持って行って原因を一つずつ消していくような投資の仕方だったら、予算の出し方だったら良いと思うのですが、「現状であそこが1番可能性が高いのではないか。」そして今度はまた「だめだった。」そうしたらどうのこうのというよりも、1つずつ。

県もやっているでしょうけれども、実際的に来ていないわけですから、そういう補助金の使い方は考えなかったですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

安全な場所に共同の苗床をつくるというのは、苗床の面積が1反、2反ではなくて。

2番浪瀬議員

そんなこと言ってないです。どこか実証的なところを作れないかと言っています。

木場町長

現実的にもう病気が発生しているわけですので、発生しているのにその実験的な一部分だけを作っても、200haというものの苗を作るのには相当な面積がいるわけです。

だから、誰か特定のところだけを補助をして苗を作っても私は対策にはならないと思います。ほとんどの農家には病気が発生する可能性が非常に高いということだというふうに考えております。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

錦江町のからいもの全面積分の苗を作れと言っているわけではないわけです。どこか隔離されたところでそういう試みをして、ちゃんと専門が行って消毒をして、そしてちゃんとした苗を作って、それからどこか畑・今までからいもを作ったことがない所で植えてみて、病気が発生しなければ何らかの原因が出てくると思うのですよ。

ただ、こういう考え方では農家が腐れが入って大変だと。だから、「消毒をしてくださいね。」ということで、「消毒代をやりましょう。」と。苗床が確実に悪いのですよということになれば何も言わないですよ。

今、仲間の議員さんたちが、文教産業常任委員会でも、結局結論は出ていないわけです。結論は出ていなくて、私たちも我々の仲間が調査をして、「こういうことでした。」と。「1番はそこが可能性があるから、町はもっとそこに力を入れてほしい。」という提言があれば、議会の総意ですので、何も言いませんけれども、「まだ原因はわからない。」と。ここに今「継続でやっていきます。」という文章が入っている中で、そういうのはちょっとおかしいのではないですか。

要望があったかもしれない。でも、「今議会としてもこうしてやっているからちょっと待ってください。」と。「原因が分かったらちゃんと我々もその対処の仕方はします。」というのがやっぱり順番だと思うのですよ。

それだったら、今日分かっていたら今日委員長報告が出ていますよ。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

原因が特定できないから非常に困っているわけですし、基本的には苗床の消毒、苗の消毒、圃場の消毒この三つが完備すれば、病気がある程度縮減できるだろうというふうに思われます。

ですから、1番元になる苗床の消毒をして後の苗の消毒と圃場の消毒は個々の農家の経営努力に委ねたい、そういうふうに考えております。

あと結果が出るまでと言いますけれども、結果がいつ出るかというのは分からないわけですから。そうすると来年植えるからいもに対しては、また同じような病気が出る可能性が非常に高いわけです。それを少しでも、その可能性を少なくするために、町内のからいも農家に「全て苗床の消毒を徹底してやってください。あとは自己努力でさらに苗の消毒と圃場の消毒をや

ってください。」それが今回の1番の目的であります。

水口議長

はい。2番、浪瀬君。

2番浪瀬議員

何回も言いますが、51件の方々が消毒をされるに当たって、やっぱり人それぞれやり方とかいろんなものが違うのではないかなと予想するわけですよ。

そうしたときに、「こういう苗をこういう消毒の仕方をすれば、良い苗が出来て、もう病気は入りませんでしたよ。」というようなところを1カ所設けてそっちに補助金を使うべきじゃないかということ。

そうしたら、いろんな次も出てきたときに補助金の対象になるけれども、町長が今回やられるこれは、「もう苗床に補助金をやります。あとは自助努力でしてください。」ということですよ。次から要望が来ても、もう後はないという考えですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい。基本的には基腐病についての苗床の補助については、1回限りというふうに考えております。これまでもチャトゲ、そうか病、立ち枯れ病についても1回を原則としておりますので、よっぽど国とか県あたりからの何らかの特別なものがない限り、前例に基づいて1回限りというふうに考えております。

水口議長

他に質疑ありませんか。はい、8番笹原君。

8番笹原議員

今回の件は農家の方々に対してはすごく喜ばれると思います。

この病気は予想しなかった緊急的なもので、浪瀬君の言われるような対策が、病気が全く出ていたら1番良い方法なのです。だけど、その前に農家が潰れたらどうもこうもないのですよ。

一昨年から入り出して、去年・今年の広がり様、そして去年は少しであったハウスでも、今年は苗床で発生して植えられなかった農家もいるのです。その中で状況は全部勉強しながらやっているのだけど、急にそういう対策もない・薬もないと言われる病気なもので、もう不安で農家の方がたまらないのですよね。もう今年みたいに文教産業の方は見て、あの畑で100%だめという土地も見られたわけですけども、自分のこととなるともうたくさん作れば作るほど赤字がかさんでもう農家が続けられないという農家になる可能性があるのです、この病気は。

一つもできるところから、スタートをしていただいてまだ勉強も足りな

い部分も農家の方もいるかもしれません。だからそこを指導しながら徹底してもらって、出ないように努力はしていただければと私は考えております。以上です。

水口議長 今、議会の質疑中でございます。質疑をしてください。

はい。8番、笹原君。

8番笹原議員 はい、すみません。苗の状況ですけれども、質疑ということですから、今、農家の方々がまだ自分のことに思っただけでとっさに考えている人と、まだ自分には出ていない農家の方と2人いるわけです。そこ辺りの情報の流し方、役場の方から情報を流して勉強していただくということに対して町長はどのように考えますか。

水口議長 はい。木場町長。

木場町長 今回の場合は苗床の消毒をするということで、からいも、さつまいもの振興会もできましたので、補助をもらってただそれだけではなくて振興会で徹底したそういう苗床の消毒を努めていきたい。そのために、産業振興課辺りから、そこら辺りの指導も十分にしていきたいというふうに考えております。

水口議長 はい。8番、笹原君。

8番笹原議員 やはりそういう産業振興課からの指導を徹底していただければ、農家の方々も少しでも早くその病気の実態というものを実感していただいて、勉強中だということに向けていただきたいと思います。終わります。

水口議長 はい、12番馬込君。

12番馬込議員 はい。町長と産業振興課長に一つお聞きしたいと思いますが。錦江町さつまいも振興会がこの議案を、お願いの要望を出されたというふうに聞いております。町長と課長のところに、会長か副会長が要望をお願いに上がってこられましたか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 私は直接会っておりませんが、役場以外の場所で会って話は聞いております。あと、総会の折にもこれらに対する取り組み、おそらくこういう取り

組みをするために新たに振興会を作られたのだらうと思いますけれども、まだ町長室で直接は聞いておりませんが、外で振興会の役員の方々とは話を聞いております。あとは産業振興課の課長に答弁させます。

水口議長

はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長

はい。会長の方が産業振興課の方に来られて話を伺っております。以上です。

水口議長

はい。12番、馬込君。

12番馬込議員

町長。結局こういった予算をつくる機会とは、他の場所で聞いた、聞いたのを自分がそれを取り上げて予算化したということですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

予算化というか実情はそうだということは、話は聞いております。予算の具体的なことは、産業振興課を通じて協議をしております。

12番馬込議員

はい。

水口議長

はい。12番、馬込君。

12番馬込議員

私の言う意味が分かってもらっていないような気がしますけれども、こういった農家からの補助金かれこれの要望を出す場合に、例えばその会長であるとか副会長であるとか、そういった方々がお願いに上がるのが普通ではないかなというふうに感じます。それを役員の方も要望に訪れていない中で、こういう予算を組んだということですか。

回答は要りません、終わります。

水口議長

回答者は要りませんと言ったが。回答したいの。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

要望書はちゃんといただいております。



水口議長 他に発言ありませんか。

3 番染川議員 はい。

水口議長 はい。3 番、染川君。

3 番染川議員 確認の意味で。委員会で色々と今まで協議してなかなか原因の究明も出来にくいということで、県を始め各関係機関も一生懸命、最終的な原因究明を今どんどんやっているというような報告も受けました。その中で、このつる割病や基腐病というものの現地もいろいろと視察もさせてもらいました。そういう中でまずはやはりその苗が一番大事だろうということで、こういう結論に達したのだらうと思います。

その結果を踏まえて、この苗床でバスアミド以外の消毒剤を使った場合に、もちろんそのバスアミドだけではないと思うのですが、その苗床で普及されるバスアミド以外の消毒剤を使った場合に、それもこの補助金の、それが別のものが高かった場合にしてもその補助金の範囲内の補助率でされるのか、そこら辺を確認の意味でお伺いします。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 消毒剤でバスアミド以外にピクリンというのも考えられますが、最近では極力ピクリンは使わないような状況になっているようであります。そしてピクリンをする器具、あれも持っているところもそんなに多くないということで、今回の場合はバスアミドに限って対応したいというふうに考えております。

水口議長 はい、3 番染川君。

3 番染川議員 分かりました。先ほどの町長の答弁ではちょうど今苗床の時期にも来ている、そういう中で来年の収穫に影響があるということで、1 回限りだということの答弁でしたけれども、今回さつまいも振興会が立ち上がった、それからその方々からの要望ということで、そのさつまいも振興会の方には今後のいろんな対応とかそういうものは全て委員会でいろいろと協議したのは報告をされていますか。一応それも確認したいと思います。

水口議長 はい、産業振興課長。

委員会の結果やら何やら報告がありましたかということです。

はい、産業振興課長。

今熊産業振興課  
長

はい、まず先ほど町長がバスアミドの消毒剤のことで、「バスアミドのみ」という発言をされましたけれども、ピクリンの方が効果は強いので、ピクリンを使われる方はピクリンも使っていただきたいと。ただその基準をバスアミドということで単価とかそういうところで考えております。

報告については、まださつまいも振興会の方にはこの前来られた時にそのような状況ではあるというのは説明してありますけれども、詳しくはしていません。今後継続審議ということですので、逐一振興会の方には報告をしてまいりたいと思います。以上です。

水口議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

7 番川越議員

はい。

水口議長

はい、7 番川越君。

7 番川越議員

農業振興費の補助金については、私は否決をいたします。  
その理由は先ほど来申しておりますように、まだはっきりとした原因も分からない中で、さつまいも農家に対して100万の補助金を出されるというのは時期尚早だというふうに考えております。

手当としての気持ちはよく分かりますが、やはりこういったものには結果がどうなるか分からないのに、町費をもって100万の補助金をされるということ自体がおかしなことだというふうに捉えております。

また、さっきも言いましたように文教産業常任委員会などの結果も出ておりませんので、議会軽視もあるのではないかなというふうに考えているところですので、否決いたします。

水口議長

賛成の方。はい、8 番笹原君。

8 番笹原議員

私は賛成でございます。

さっきも言いましたけれども、農家の方々が、錦江町の町民の方々が、心配なく少しでも早く、心配を少しでも取り除く、来年に向けての取り組みを

町からやってもらえれば良いのではないかと考えております。終わります。

水口議長

はい。次に反対の方の討論を認めます。

はい。2番、浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい。いろいろ話を聞いて気持ちは十分に分かりますけれども、やはり私は一議員として、やはり先ほども同僚議員が言いましたように原因が分からないものに血税を投入するのはいかがなものかということと、それから、今議会においてさっき言いましたけれども、委員会で調査をして内容も出ておりません。

ここで提言も何も結果もなく、するという事はやはり委員会の事件の調査研究の重要性というのが損なわれてくるような気がします。これだったら何もする必要はなくて、もう途中から何でも入れれば良いという形になります。私達も時間と費用を使っていろいろ調査をしております。そういう面からしたら、時期尚早ではないかと考えます。

次の段階でまた補助は考え、結果が出てからそういうふうに考えていただきたいと思います。以上です。

水口議長

はい、ちょっとしばらく休憩をとります。

補正全体が、これは今討論の話ですので、部分的に今のものは多分からいもの補正ですが、これで討論を続けていってどうかということで、今事務局長と打合せをします。休憩に入ります。

休 憩 10 : 45

再 開 10 : 47

水口議長

まだ討論はありますか。はい、3番染川君。

3番染川議員

私は賛成です。委員会で継続審議とはなっている。しかし、委員会でも現状を色々と視察させてもらった中で非常に厳しいというのは皆さん認知しております。しかし、何とかしてやりたいというような思いでもあります。

そういう中で原因究明が急がれたわけですがけれども、一つの対策として苗床の消毒剤の助成というようなことでこうして上がっております。来年の収穫に大きな影響を及ぼす可能性が大であります。ですから、委員会では継続審議となっておりますけれども、さつまいも農家・振興会の皆さま方の現状を考えれば、まず苗床の消毒を町の助成でした方が良いというふうに考えます。以上です。

水口議長

はい。6番、池田君。

6番池田議員

私は一応今回のこの議案に対しましては、反対でございます。

私は思いますが、まだいろんな原因究明というのがありまして、例えば町はどのようなことを助成していかなければならないだろうかと考えましたら、やっぱりバイオ苗を購入する、あるいは種芋、普通の苗もあるでしょうけれどもそういうものの助成、あるいはまた圃場の整備、やっぱり残渣、それはその苗床の残渣処理でもありましようし、そういう圃場の方の残渣処理も今後はしていかなければいけない。それは大量のお金もかかると思っています。

また、イノシシ対策も考えなければいけない。また連作障害も考えられますので、やっぱり畜産農家とのそういう飼料との組み合わせとかいろんなものを総合しながらやっていかなければなりません。

今、本当に緊急に農家の方々が苦しんでおられるのはもう十分に分かっているところですが、そういうところのいろんな現に薬剤散布とか、そういうところにもっと助成をしていかなければならないことも起こるかもしれませんので、もうちょっと総合的に考えてもらって、場合によってはこの補助金111万8,000円ですが、これを超える額の補助金が必要になる場合もあると思います。

今しばらくは難儀でしょうけれども待ってもらいまして、次はまた議会も行政もみんなで語り合ってもっとよりよい補助が、県も一生懸命今原因対策とか調べている、究明しているわけですので、そこ辺りでした上でもっとこれ以上必要ではないかなと思うような気持ちでございます。今回は少し早いような気がしますので反対したいと思います。終わります。

水口議長

はい、賛成討論ですか。はい。

9番、小吉君。

9番小吉議員

はい。今までいろんな考え方の是非・答弁なり聞いていたわけですがけれども、私なりの考え方を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、この200町歩の面積というのは、ものすごい面積だと思いませんか。

じゃがいもが45町歩、県の指定産地になっていますけれども、茶も今減り続けて150町歩ばかりになっております。ですから本県におけるこの面積というのは大変大きな面積でもあるわけです。

今年の、先般文教で私もからいもの肥培管理から全部大体見ていたわけですがけれども、そこにはいろいろ圃場の問題・排水かれこれの問題・転作の問題いろいろあろうかと思っておりますけれども、今年に限っては苗床でやっぱり腐れが起きたということです。

これは私の想像ですけれども、去年からの種芋の腐れが入ったものを伏せ込んでしまったのかどうか分かりませんが、そういうのも一因にあるのではないかと。

それと、やっぱり消毒も個人によってされていない方も多々あるというふう聞いております。今回種芋の消毒費用をバスアミドということであるわけです。逆算すると苗床の伏せ込みがもう1月は始まります。逆算すると、消毒を10月の中旬位にしないと、それから1カ月かかりますので、もう間に合わない。

だから今年この予算を認めてやらないと、もう来年作には間に合わないというようなことですので、町長も先ほどから「もうこれが1回限りだよ。」と、「あとは補助かれこれに関しては、生産者が責任を持って下さいよ。」と言われているわけですから、圃場の管理は生産者、あとはもう薬剤関係は生産者ということで今回は、苗床に関しては全部統一してそれで結果がどうなるかは分かりませんが、おそらく良い方向に向かうのではないかなと私は思っております。以上でございます。

水口議長

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

これから、議案第55号 令和元年度錦江町一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第55号令和元年度錦江町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立する者あり]

水口議長

はい。起立多数でございます。

したがって、議案第55号令和元年度錦江町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

**日程第3 議案第56号**

**日程第4 議案第57号**

**日程第5 議案第58号**

水口議長

日程第3 議案第56号「錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について」、日程第4 議案第57号「錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」及び日

程第5 議案第58号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の3議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

**議案第56号** 錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、現在の臨時・非常勤職員制度が会計年度任用職員制度へ移行することから、フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する事項を定めるため、本条例案を提案するものであります。

**議案第57号** 錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、現在の臨時・非常勤職員制度が会計年度任用職員制度へ移行することから、パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する事項を定めるため、本条例案を提案するものであります。

**議案第58号** 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、現在の臨時・非常勤職員制度が会計年度任用職員制度へ移行することから、制度創設に伴う関係条例の整備を行うため、本条例案を提案するものであります。

以上、関連する議案第56号、57号、58号を一括して上程いたしますので、議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

これから、議案第56号「錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について」討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第56号「錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第56号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「錦江町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号「錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第57号「錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」を採決します。おはかりします。議案第57号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号「錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第58号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第58号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第58号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第59号

日程第6 議案第59号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

水口議長

**議案第59号** 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法等が一部改正され、成年被後見人等に係る欠格条項などの権利を制限している規定を整理したいため、本条例案を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



水口議長 討論なしと認めます。  
これから、議案第59号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について」を採決します。  
お諮りします。議案第59号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第59号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第7 議案第60号**

水口議長 日程第7 議案第60号「錦江町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 **議案第60号** 錦江町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。  
消費税法改正に伴い、行政財産の使用料の積算基礎として用いる消費税率を改めたいため、本条例案を提案するものであります。  
議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

木場町長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

2 番浪瀬議員 2番。

水口議長 はい、2番浪瀬君。

2 番浪瀬議員 消費税に絡んでのことなのですが、行政財産の使用料のほかに消費税が

上がるに対して、何か他にはないのか。また、改正をしなくても良いようになっているのか、その辺を聞きたいです。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

総務課長に答弁させます。

水口議長

はい。総務課長。

安田総務課長

ただ今の御質問にお答えいたします。

ただ今の使用料の徴収につきまして、行政財産の使用につきまして改正があるのですが、まだ手数料関係の改正もしているところなのですが、その分については消費税込の手数料になっていまして、今課内で上げるかどうかということで検討している段階でございます。

最終的に上げるとしましては12月の議会で手数料の改正については上程したいと考えております。

2 番浪瀬議員

2 番。

水口議長

はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

課長、今から何か審議されると。上げるか上げないかということですが、もう明日、明後日スタートするわけですよね。この一つが、行政財産が出るということは、他のものも12月ではなくて、9月に11月1日からのスタートですから、9月のこの会議で出すべきではないのですか。

それなら12月に出してオッケーをもらって、その分はまた消費税の2%分は追徴するのですか。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

この行政財産の使用料の条例につきましては、徴収税率が1.08から1.10ということで明記がされてありますので、あとの部分の手数料関係については、消費税込みの価格になっております。既に手数料の中にも8%の時に。

2 番浪瀬議員

議長、すみません聞こえませんがマイクを。

安田総務課長

最初から。

安田総務課長

行政財産使用料徴収条例につきましては、この条例案の中で、1.08を1.1に改正するものでございます。後の手数料関係につきましては、消費税込みの価格になっておりますので、その分につきましても、前回1.05から1.08に上げて改正があったときに、その時も既に改正がしてある部分もあればしていない部分もあります。

その部分をしていない部分については今回また上げるか1.08に上げるかということを検討しております。

先ほど言いました10月1日現在で上げなければいけないということではございませんので、これは3月31日まで、今年度3月31日までの使用料というところも検討していますので。だから、今回消費税が上がった分で、便乗してその他の手数料関係も上がるということは、今回の場合は考えておりません。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

よく分からないような感じなのですがすけれども、1問目のときに、「今から協議して12月に出したい。」と言われたので、なぜ12月なのかと。

今10月から上がるわけなので、今回、「行政財産の使用料徴収の条例の一部を改正する条例」というのが出ていなければ、何も思わないですけれども、他の分も上げるのだったら上げないとか上げるとかというのだったら今回出てくるべきではないのですかと質問しているわけです。

12月から上げると言わなければ別に良いのです。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

先ほど言いましたとおり、この条例改正案につきましては、外税の関係で、1.08から1.10と率が規定されてありますので、その改正の分です。それと、その手数料につきましては内税でございますので、その分です。先ほど12月の議会で提案するという事だったのですけれども、3月31日までは来年度の予算がございまして、12月の段階まで調整を行って来年の当初予算に反映させるように検討したいと思います。

水口議長

2番、浪瀬君。後でまたゆっくりと説明を受けてください。  
他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。

これから、議案第60号「錦江町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第60号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「錦江町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第8 議案第61号**

水口議長 日程第8 議案第61号「錦江町町有施設整備基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 **議案第61号** 錦江町町有施設整備基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町有施設の長寿命化を含めた大規模な改修等が今後予想されることから、町有施設整備基金の用途を施設改修等も含めたものとしたため、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

2 番浪瀬議員 2 番。

水口議長 はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

現在、基金が8億8,000万ほどあるのですが、私の知識の中では整備と言ったら新品新築だろうと思います。

ここに「改修」と言われ、ここに提案理由がありますように「長寿命化を含めた大規模な」ということになっておりますけれども、このままだったらどこまでが大規模になって使うようにするのか、数字が分かりませんので、大体、今後、要綱規則等を作られていこうと思うのですが、どの辺をハードルにしたいと思っているのか。

または改修の場合に、先ほども言った8億8,000万のうちの何%までは、改修に使おうというふうに考えておられるのかお聞きします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

具体的に金額の設定というのは今のところ考えておりませんが、修繕用に基金を使う段階でその都度説明をしておきたいというふうに考えております。

水口議長

2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

なんか、言えば今の言い方で私が解釈すれば、小さな定額なものでも利用できますよ、というような捉え方になるわけですよ。だから、ある程度のこの基金を取り崩していくということは、基金ですのである程度のハードルは設けていただきたいと、最高の改修についてはここまでですよ、というのを頭の中に入れて提案したと思いますのでそれを聞かせてください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

総務課長に答弁させます。

水口議長

はい、総務課長。マイクを付けて。

木場町長

ただ今の町有施設整備基金につきまして、答弁いたします。

まずご質問の規模なのですけれども、大体事務サイドでは整備及び改修に係る費用が3千万円を超えると。それと、どのような事業に充当するかということなのですけれども、現在町有施設の長寿命化や耐震工事等を行っているのですけれども、今後本庁舎の長寿命化等も視野に入れまして、それに対応するための財源の繰り入れをしたいというふうに考えております。

以上です。

水口議長

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第61号「錦江町町有施設整備基金条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第61号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「錦江町町有施設整備基金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第62号

水口議長

日程第9 議案第62号「錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

**議案第62号** 錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に氏名のほか、当該旧氏を併記することが可能となるなどの改正が行われたため、本条例案を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第62号「錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第62号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第63号

水口議長

日程第10 議案第63号「錦江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

**議案第63号** 錦江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、引用する条文の条ずれを改めたいため、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

3 番染川議員	3 番。
水口議長	3 番染川君。
3 番染川議員	災害弔慰金の中に災害援助資金というのも入っているのですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	保健福祉課長に答弁させます。
水口議長	保健福祉課長。
池之上保健福祉課長	災害弔慰金の支給に関する条例の改正を議案としてありますが、その中に議員ご指摘の災害援護資金については条例内に別途規定となっております。これは貸付金でございます。
水口議長	他に質疑ありませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	これで質疑を終わります。 これから討論を行いません。討論はありませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第 6 3 号「錦江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。 お諮りします。議案第 6 3 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 3 号「錦江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 6 4 号



水口議長

日程第11 議案第64号「錦江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

**議案第64号** 錦江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の改正に伴い、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和元年内閣府令第7号及び8号）が、令和元年10月1日から施行されるため、必要となる規定の改正を行うため、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第64号「錦江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第64号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「錦江町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 認定第 1 号

日程第 1 3 認定第 2 号

日程第 1 4 認定第 3 号

日程第 1 5 認定第 4 号

日程第 1 6 認定第 5 号

日程第 1 7 認定第 6 号

日程第 1 8 認定第 7 号

水口議長

日程第 1 2 認定第 1 号「平成 3 0 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 3 認定第 2 号「平成 3 0 年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 4 認定第 3 号「平成 3 0 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 5 認定第 4 号「平成 3 0 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 6 認定第 5 号「平成 3 0 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 7 認定第 6 号「平成 3 0 年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 8 認定第 7 号「平成 3 0 年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の 7 議案を一括議題とします。

本件について審査の経過及び結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。厚ヶ瀬 決算審査特別委員長。

[厚ヶ瀬決算審査特別委員長、登壇]

厚ヶ瀬決算審査  
特別委員長

### 平成 3 0 年度 各会計決算審査特別委員会委員長報告

令和元年 9 月 1 0 日、9 月定例会において、決算審査特別委員会に付託された、認定第 1 号「平成 3 0 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 7 号「平成 3 0 年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 7 会計を 4 日間にわたり審査しましたので、その審査経過と結果について報告します。

まず、9月10日に特別委員会を開催し、審査の日程を決定したのち、9月12日に10件の現地調査を行ない、それぞれの関係課長及び担当職員から事業の執行による成果等について説明を受けた結果、適正に事務事業が執行されており、事業効果についても確認を行ない、その後、議会委員会室において現地調査の意見集約を行ないました。

室内審査は、9月17日から19日の3日間で行ない、予算審査特別委員会と同様、課ごとに審査する形式で説明を求め、7会計の決算書及び決算説明資料に基づき、関係課長の説明を受け、審査を行ないました。

審査にあたっては、予算執行は計画的かつ効率的に行なわれたか、予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったのか、また、町民にとって事業効果があったのかを主眼において審査いたしました。

審査の結果については、日程順により報告いたしますが、各会計の決算書及び決算説明資料については、全員に配布されており、計数については省略し、質疑・応答は主なものを報告しますことをご了承ください。

#### 【質疑及び意見】

9月17日から、議会事務局及び監査委員事務局のほか、14課の所管する歳入歳出決算について審査を行ないました。主な質疑等は次のとおりです。

#### （現地調査）

「町道山ノ口塩屋線は、道幅が狭くなったという話を聞く。街路灯の設置位置が影響しているものと思われるので、改善できるようであればお願いしたい。」との意見があった。

「総合交流センターの会議室は、上の階の音が響き、声が聞き取りづらい。対策を講じていただきたい。」との意見があった。

#### （議会・監査委員事務局）

「会議録作成のためのシステムを導入する考えはないか。」との質疑に「行政改革の一環で、調査を行なっている。議場等の音響システムと併せて、当初予算に計上したい。」

#### （農業委員会）

「遊休農地は、前年度に比べて増減はどうか。また、解消のためのいい手立てはないか。」との質疑に「増えている。産業振興課と一緒に頑張って、人農地プランの実質化を図る取り組みを通じて、新しい動きができればと考えている。」

**(保健福祉課)**

「福祉タクシーチケットの利用形態について、上場地区の方にとっては不便な面があるので、検討を要望する。」との意見があった。

「福祉タクシー券、訪問入浴サービス助成は、どのくらいの利用があるか。」との質疑に「タクシー券は278人の申請に対して53%の利用、訪問入浴サービス助成は1名の利用がある。」

「温泉券、鍼灸券は、どのくらいの利用があるか。」との質疑に「温泉券は801名の申請に対して71%の利用、鍼灸券は470名の申請に対して23%の利用がある。」

「大根占錦江園に58名入所されているが、定数は何名か。また入所待ちの方はどのくらいいるのか。」との質疑に「定員は70名で、12名町外の方が入所されている。入所待ちの方は100名ほどいらっしゃる。」

「松崎、堂ノ元、大橋公園について、今後の整備計画を速やかに立てていただきたい。」との質疑に「見直しを行なう総合振興計画のなかで示したい。」

「予防接種の受診率向上に向けた啓発はどう考えるか。また年度内に減額補正はできなかったか。」との質疑に「今年度の取り組みとして、広報誌で詳しく紹介し、ダイレクトメールを送付するなどした。減額補正については、年度末最後まで普及啓発に取り組みたかったため。今年度は精査のうえ対応したい。」

**(産業振興課)**

「農業次世代人材投資事業補助金について。対象者が16名とのことだが、内訳を教えてほしい。また、途中でやめた方がいるか。その場合、資金は返納させるのか。」との質疑に「畜産4名、園芸13名である。1名、取りやめた。平成30年度制度改正により、全額返納を求める。」

「特産品ブランディング事業の特別旅費について、内訳を示されたい。」との質疑に「主には、町長と担当者が渡米した際の旅費で、他の参加者分は、未来づくり課の事業費で支出した。その他、日本茶アワード、農業エキスポを視察した際の旅費である。」それに対し「他の参加者分の旅費は、産業振興課が流用等をして確保すべきではないか。当該事業については、事業

実施課をはっきりと示してほしい。」との意見があった。

「土づくり支援センターについて、今年はなぜ販売金額が少なかったのか。また、このまま稼働を続けるのか。」との質疑に「8月から需要が増えるため、4月から8月の間に作り置きをしたいと考えている。ストック場を確保するため、神川城にある鶏糞焼却場跡の活用を検討している。」「もちろん、収支幅を縮める努力は必要だが、原料の水分調整など工程を工夫し、散布や価格設定などにより農家の軽減負担として還元する方向にシフトしたい。」

#### (総務課)

「防犯カメラの設置個所は、決まったのか。いつ頃設置予定か。」との質疑に「大隅地域振興局や県公安委員会と協議中の場所もあるが、栄町交差点、田代麓交差点、上原交差点、大根占小付近、岩元石油付近、池田毛下酒店付近、神川新町長瀬豊店付近、大原新田の8か所。年度内に設置予定。」

これに対し「宿利原地区がない。平等性を欠くし、最低1か所は必要だ。設置してほしい。」「高齢者が多い地区で、今後、徘徊者が出る可能性もある。ぜひ設置していただきたい。」との意見があった。

「自衛隊父兄会運営補助について、平成30年度は5万9千円の補助に対して繰越額が約11万円あるが、具体的にどのような活動をしているのか。」との質疑に「定期総会、自衛官の募集、部隊の慰問研修、広報誌の発行、新入隊員の壮行会など。」

#### (産業建設課)

「2年後、鹿児島県で開催される全国共進会に、本町から出品されるよう、取り組みを強化する考えはないか。」との質疑に「担当課に既に指示を出している。来年度の当初予算に計上したい。」

「有害駆除について、新たな対策方法はないか。」との質疑に「推進事業として、新たな免許取得者を増やすための取り組みを行っている。新しい対策法も検討したい。」「猪肉の有効活用も検討している。産業化により狩猟者の意欲を高めたい。」

「林道も農道も、除草が追い付いていない。受益者も高齢化している。様々な団体を利用して、環境整備を行ってはどうか。」との質疑に「作業中の怪我などに対する責任の所在が難しい。金銭が発生するため、ボランティア保険にも該当しない。」

「鳥獣飼育許可手数料だが、毎年メジロが上がっている。平成24年4月1日から、捕獲が法律で禁止されている。申請が適正なものか、厳しく審査していただきたい。」との意見があった。

#### **(住民税務課)**

「現年度の収入未済分についても、滞納にならないよう努力されたい。」との意見があった。

#### **(教育課)**

「保育園・幼稚園にALTを配置する考えはないか。」との質疑に「気持ちとしては取り組みたいが、義務教育課程ではないので、手続き等難しい面がある。検討させてほしい。」

「国体プレ大会自転車ロードレースの立哨について、交通規制中は人の横断もできないことを、防災無線等で周知してほしい。」との意見があった。

#### **(観光交流課)**

「せっかく素晴らしい取り組みをやっているのに、宿泊施設が乏しい。観光客が宿泊すれば、落とす金の額が全然違ってくる。ホテルなどを誘致する考えはないか」との質疑に「誘致に向けた営業はやっている。バンガローの、オフシーズンの活用を今年試してみる。」

「トロピカルガーデン指定管理委託料の、重油高騰に伴う補てん金の考え方を示されたい。」との質疑に「もともとの、指定管理委託料の算出基礎にある重油単価を超えた部分を対象とした。」

#### **(住民生活課)**

「田代開発センターは、耐震工事を行ったのか。また2階部分の利用状況は。このまま使い続けるのか。」との質疑に「耐震診断は行っていない。2階会議室の利用は、ほぼない。1階部分については、住民がバトミントン、卓球、太極拳、商工会田代支所が事務所として利用しているので、使いたいという要望がある。」

#### **(建設課)**

「国道269号線の環境保全管理について、鹿屋市との境から皆倉バス停留所までの間が、あまりなされていないが、どうなっているか。」との質疑に「本町が権限移譲を受けているのが、皆倉バス停から南になる。ご指摘の

範囲は、大隅地域振興局の管理となる。この部分についても、権限委譲を受けた方が、管理が行き届くものと考えている。」

「町の発注する工事においては、地元業者育成という考え方で、バランスよく町内の業者が受けられるように配慮されたい。」との質疑に「昨年度、本年度と、学校関係の工事や総合交流センター建設など、いわゆる箱モノの工事が続き、道路関係の予算が少なかった。来年度からは、本来の形に戻せるのではないかと考えている。」

「山ノ口塩屋線道路改良工事について、塩屋線側から工事をしてほしいという要望があるが、担当課の考えをお聞かせ願いたい。建設課も地域住民に説明をしてほしい。」との質疑に「担当課としては、大根占小学校前は一部道路が狭くなっていたり、子どもたちが利用する歩道が狭いということもあり、そちらから工事をさせていただきたい。」

#### **(会計課)**

「現在の国債の利率はどのくらいか。また、今後も買うのか。」との質疑に「0.1%程度。世界情勢など状況を見定めながら、上司と相談の上、安心なものを買う。」

#### **(政策企画課)**

「空き家解体補助事業については、今年度で終了とのことだが、継続の要望を受けている。」との質疑に「政策的な意義は高いと理解している。他の補助金との兼ね合いから、継続する場合は工夫が必要。補助率を下げたり、自治会として取り組む場合に支援するなど。」

「自治会でするとなると、どのような支援の仕方になるのか。」「相続人とのやり取りが難しいのではないか。」との質疑に「例えば、自治会で重機を借りる際の、重機代、廃材の処分費用など。相続人は調べることはできるが、情報管理上提供ができない。自治会としては、納税管理人あたりに承諾をとって、登記がないのであれば自治会で解体ということもできるのではないかと考えている。」

#### **(未来づくり課)**

「ふるさと納税について、新規事業者とは。」との質疑に「ほりうちストアやMなどである。」

「積み上げた基金の使い方が大事。本町の施策を支援して寄付してくだ

さった方々へ、寄附金を活用した事業の結果をお知らせすることが、何よりの返礼だと思う。」との意見があった。

「小児科オンラインの登録者は132名とのことだが、実質の利用状況と利用者の反応を教えてください。」との質疑に「64件の利用があった。利用した方からは好評を得ていて、急な発熱や発疹などで病院を訪れることができない場合でも、スマホで画像を通して相談をしてもらえるとということで、安心感につながるとの声もいただいている。」

### (総括)

「小中学校の施設工事や運営に多額の予算が投じられている。将来的には建て替えも考えられる。小学校の統合、小中一貫校について、どう考えているか。」との質疑に「小学校までなくなると地域が衰退するという声もあれば、地域には住みたいが学校は大きいところに出したいという声もある。町で統合を推進するのではなく、地域の声を聴きながら、考えていきたい。」

「小さいからこそ、行き届いた教育、魅力ある学校づくりが行えていると考える。小学校統合は、地域、PTAの意見がまとまった段階から、検討していくべきと考えている。小中一貫校については、現在、小中一貫教育を推進している。」

「砂の採取について、町長の考えを示されたい。」との質疑に「神川地区公民館からも採取をやめるよう要望があった。採取許可量は年々減っている。導流堤ができたことで、横の動きの砂が止まってしまい、溜まっている。関係者の意見を集約しているところで、また神川地区公民館が、大学から先生を招聘して勉強会をされているので、そこらあたりの状況をみながら、皆さんに報告しつつ、判断すべきときが来たら判断したい。」

「国・県の補助金を使いながら様々な事業をやっているのが分かるが、一般財源を持ち出しているものも多い。地方創生交付金、まだこれ以上に利用できるものはないのか。副町長に伺う。」との質疑に「諸々の事業があるが、地方創生交付金のような事業を活用するにあたっては、単に経費をくださいではなく、事業効果、アウトプットをしっかりと積み上げないと、なかなか取れない。町全体としてどういったアウトプットを出すのか、整理することで、国県の補助金を活用する余地はあると考える。本町の補助金に、何年も続いているものがある。取捨選択の時期にきている。」

「サツマイモの基腐病について、町としてどのような対策を打つのか。」との質疑に「バイオ苗や消毒への支援を言われたところであるが、まだ根本



的な解決策は見つかっていない。そうは言いながらも、被害が出ているのは間違いのないわけで、県にも対策を講じるよう求めたところである。町としても何らかの方策を取るべきと考えている。」

「町外に若者が出ない、他にない突っ込んだ施策を打ち出してほしい。」との質疑に「補助金を出すやり方もあるかもしれないが、ふるさと納税を活用した子育て支援など、子育てがしやすいといった状況を作り出していくほうが、確実かなと考える。他にもやり方があろうかと思うので、検討していきたい。」

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第1号平成30年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

#### **(国民健康保険事業特別会計)**

「特定健診の受診率が下がっている。普及促進に努力されたい。」との意見があった。

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第2号平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

#### **(後期高齢者医療事業特別会計)**

「広域連合からの受託事業は、何かあるのか。」との質疑に「対象者が少ないことから、平成31年度から、特定健診で要指導となった方への受診勧告など、保健指導の項目に変えて取り組んでいる。」

その後、討論を行ないましたが、討論もなく、認定第3号平成30年度錦江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

#### **(介護保険事業(保険事業勘定)特別会計)**

「介護保険事業の運営状況について、今後の見通しをお聞かせ願いたい」との質疑に「今後、高齢者人口は減少するが、支えている40歳以上の人口も減少するため、苦しい状況になる。」

「2015年から2019年の間で、第1・2号被保険者は、何名ほど減っているのか。」との質疑に「2015年が200名ほど、今年が145名。」

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第4号平成30年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

#### **（介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計）**

「認知症患者の把握については、どのようにしているのか。」との質疑に「家族、民生委員、自治会長、保健師の巡回、警察などから情報を得ている。」

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第5号平成30年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

#### **（簡易水道事業特別会計）**

「町道旭町線配水管敷設工事の内容は。」との質疑に「水道管に適さない石綿管を交換するための工事。神川地区にも2,000メートルほどある。」

「収入未済額の削減に、努力されたい。」との意見があった。

その後、討論を行ないましたが、討論もなく、認定第6号平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

#### **（農業集落排水事業特別会計）**

「基金の積み立てが少なく、大規模修繕への対応が心配される。」との意見に「長寿命化計画を作るところである。一般財源から繰り入れる可能性はある。」

その後、討論を行ないましたが、討論はなく、認定第7号平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、簡易表決の

結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

令和元年9月24日

決算審査特別委員会  
委員長 厚ヶ瀬 博文

ここで、議員の皆様方にお諮りします。

委員会の審議中における質疑・応答は、皆様すでにご承知のことと存じますので、会議録には全文を掲載しますが、委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定により、一部を省略させていただきたいと思っておりますので、議長に諮っていただくようお願いいたします。

以上で、委員長報告を終わります。

[厚ヶ瀬決算審査特別委員長、降壇]

水口議長

ここで、議員の皆様にお諮りします。

ただ今、決算審査特別委員長から会議規則第41条第3項の規定によって、委員長報告を省略して、会議録には、委員長報告全文を掲載することの申し出がありました。これに、ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。

皆さんどうでしょうか。これから討論にはいますが、休憩は。このまま。

[「はい」と呼ぶ者あり]

水口議長

それでは、会議を続けてまいります。

討論を行います。認定第1号「平成30年度錦江町一般会計歳入歳出決算

の認定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、認定第1号「平成30年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、「認定」することに賛成の方は、起立願います。

〔起立する者あり〕

水口議長

起立多数です。したがって、認定第1号「平成30年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号「平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、認定第2号「平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、「認定」することに賛成の方は、起立願います。

〔起立する者あり〕

水口議長

起立多数です。したがって、認定第2号「平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号「平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、認定第3号「平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、「認定」することに賛成の方は、起立願います。

〔起立する者あり〕

水口議長

起立多数です。したがって、認定第3号「平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号「平成30年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、認定第4号「平成30年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、「認定」することに賛成の方は、起立願います。

〔起立する者あり〕

水口議長

起立多数です。したがって、認定第4号「平成30年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号「平成30年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘

定) 特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、認定第5号「平成30年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、「認定」することに賛成の方は、起立願います。

〔起立する者あり〕

水口議長

起立多数です。したがって、認定第5号「平成30年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号「平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

これから、認定第6号「平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、「認定」することに賛成の方は、起立願います。

〔起立する者あり〕

水口議長

起立多数です。したがって、認定第6号「平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号「平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳

出決算の認定について」討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから、認定第7号「平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、「認定」することに賛成の方は、起立願います。

〔起立する者あり〕

水口議長

起立多数です。したがって、認定第7号「平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

#### 日程第19 議員の派遣について

水口議長

日程第19「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

#### 日程第20 委員会の閉会中の特定事件の調査について

水口議長

日程第20「委員会の閉会中の特定事件の調査について」を議題とします。常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました「特定事件の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第 2 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

水口議長

日程第 2 1 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第 3 回錦江町議会定例会を閉会します。

閉 会 1 1 : 4 6



